

保護具管理責任者教育のご案内

建設業労働災害防止協会高知県支部

令和6年1月より化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、保護具の適正な選択、労働者の適正な使用、保護具の保守管理に係る業務を担当させなければいけなくなりました。（労働安全規則第12条の6）

保護具管理責任者は下記の①～⑥のような「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」からの選任が必要となっております。

- ① 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ② 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ④ 第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ⑤ 作業に応じ特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛の作業主任者技能講習を修了した者
- ⑥ 安全衛生推進者の選任に関する基準に該当する者

保護具着用管理責任者については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和4年5月31日付け基発0531第9号）の記の第4の2（2）において、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任することができない場合は、この度行う「保護具着用管理責任者教育」を受講した者を選任すること、また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任する場合であっても、保護具着用管理責任者教育を受講することが望ましいとされています。

当支部では、令和6年度より講習を実施致しますので、この機会に受講頂きたくご案内させていただきます。

記

1. 開催日時：令和6年 7月3日(水) 8：50～16：10（修了考査を含む）
2. 会 場：高知県建設会館4階ホール（高知市本町4丁目2-15）
3. 受講資格：満18才以上の者（経験不問）
4. 講習費用：1人受講料 会員 税込み12,650円（テキスト代2,750円を含む）
一般 税込み13,750円（テキスト代2,750円を含む）
5. 申込方法：当支部HPより申込書ダウンロードの上、必要事項を記入（必要書類添付）し、郵送又はご持参下さい。
6. 問合せ：建設業労働災害防止協会高知県支部
TEL：088-822-0321 FAX：088-822-0513
7. 備 考：遅刻・途中退場は、失格になります。
本講習受講に関する詳細は建災防高知県支部HPにてご確認下さい。